

## 条 例

本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十三号

本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例

本多静六博士育英基金条例（昭和三十九年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 中津川県有林のうち、本多静六博士の寄附に係る地域の人工林の立木売払代金の百分の三十に相当する額に天然生林の立木売払代金から当該売払に要した経費を差し引いた額を加えた額
- 二 当該積立てをする年度の本多静六博士育英事業特別会計歳入歳出予算で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。